

政府関係機関の地方移転にかかる経緯

年月	中央省庁、研究・研修機関等の移転にかかる事項
平成26年12月27日	○まち・ひと・しごと創生総合戦略に政府機関の地方移転を位置づけ
平成27年3月～8月	○道府県から提案募集
平成27年8月～12月	○第1回 政府関係機関移転に関する有識者会議 (以降、平成28年3月にかけて計4回開催)
平成28年3月22日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「政府関係機関移転基本方針」決定</div> 文化庁の全面的な移転を含む中央省庁7機関の移転 地方移転対象の研究機関・研修機関等(23機関・50件) を決定
平成28年9月1日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」決定</div> 中央省庁7機関の地方移転にかかる今後の取組を決定
平成29年4月1日	○文化庁の京都への先行移転(「地域文化創生本部」を開設)
平成29年4月11日	○研究機関・研修機関等の年次プラン公表
平成29年7月24日	○消費者庁が徳島に「消費者行政新未来創造オフィス」を開設
平成29年7月25日	○第4回文化庁移転協議会において、京都本庁の組織体制の大枠、場所、移転時期等を決定
平成29年10月23日	○第1回 政府関係機関移転に関する有識者懇談会 (以降、毎年1回開催)
平成30年4月1日	○総務省統計局が和歌山に「統計データ利活用センター」を開設
平成30年8月7日	○第5回文化庁移転協議会において、庁舎整備にかかる国と地元の役割分担等を決定
令和元年12月20日	○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」決定 政府機関の地方移転を着実に実施する 政府関係機関の地方移転の取組の総括的評価を2023年度中に行うことを明記
令和2年7月30日	○消費者庁が徳島に「新未来創造戦略本部」を設置